

委員 長 報 告 書

さる 12 月 6 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 23 号 橋本市太陽光発電設備の設置に関する条例について
を審査するため、12 月 7 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いた
します。

記

議案第 23 号は、近年、再生可能エネルギー発電の普及促進に伴い、山
林や傾斜地での太陽光発電の計画が増加する中、太陽光発電事業実施者が
遵守すべき関係法令等に対する適切な対応や地域住民に配慮した事業の普
及を図るため、発電出力が 50 キロワット未満の太陽光発電設備の設置に関
し、市への届出、住民への説明義務など必要な事項を定めるものである。

委員から、第 6 条（事前協議）の規定中「事業を実施しようとするとき」
の定義について ただしがあり、一般的には電気事業者との系統連系する
場合や事業用太陽光発電として固定価格買取制度を活用するため、資源エ
ネルギー庁に計画認定の申請を行う場合、当該事業を実施することを理由
に土地を買収する場合あるいは遊休農地を転用する場合は該当すると考え
る との答弁がありました。

事業実施者と近隣住民との間におけるトラブルや生活環境などへの影響
について ただしがあり、全国的な事例として、住民への説明なく工事着
手することや、発電設備の設置に伴い生じる光害、騒音、工事に伴う水の
濁りの発生などが挙げられる との答弁がありました。

事業終了後、発電設備を撤去する場合、事業実施者は関係法令を遵守し、
必要な措置を講じなければならないと本条例に規定しているが、土地の原
状回復についてはどうか とのただしがあり、借地であれば賃貸借契約に
基づき原状回復し、また自己所有地であれば、撤去後の土地の活用方法に
ついては所有者の判断に委ねられる との答弁がありました。

第7条（近隣住民への説明）の規定中「十分な理解が得られるよう」とあるが、説明の基準はあるか とのただしがあり、明確な基準を設けることは困難であると考えている。事業実施者が関係法令等を遵守し、社会通念上十分な説明を行えば、住民の中で同意が得られなくても説明責任を果たしていると捉えることができる との答弁がありました。